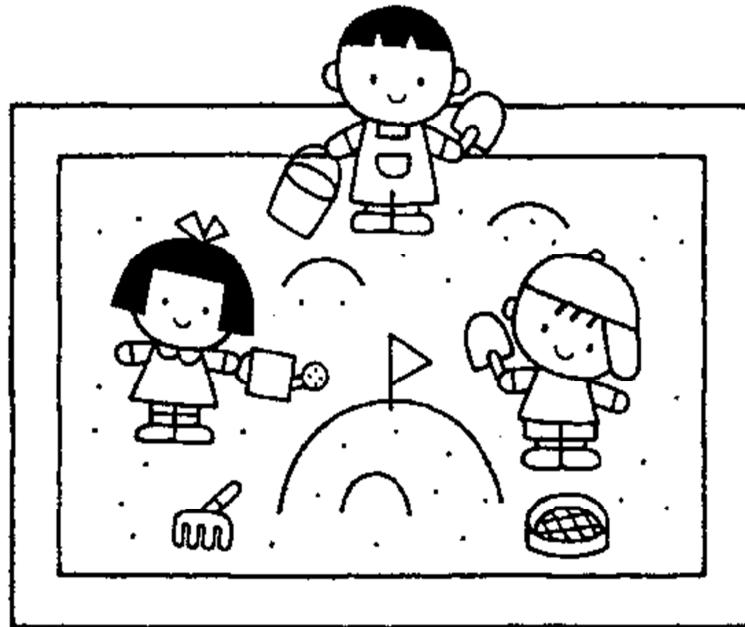


令和6年度

三宅町特定教育・保育施設等
利用案内



* 三 宅 町 *

【目次】

1. 町内の特定教育・保育施設について	3
2. 幼保連携型認定こども園 三宅幼稚園について	
(1)教育認定(1号認定)入園について	4
(2)保育認定(2・3号認定)入園について	5
3. 小規模保育事業所 ひまわりのたね保育所について	
(1)保育認定(2・3号認定)入園について	9
4. 利用者負担額(保育料)について	12
5. 副食費の減免について	14
6. 特定教育・保育施設等の利用までの流れについて	16
7. 広域利用について	19



令和6年度年齢早見表

0歳児	令和 5年4月2日～
1歳児	令和 4年4月2日～令和 5年4月1日
2歳児	令和 3年4月2日～令和 4年4月1日
3歳児	令和 2年4月2日～令和 3年4月1日
4歳児	平成31年4月2日～令和 2年4月1日
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日



1. 三宅町内の特定教育・保育施設について

三宅町内には、下記の特定教育・保育施設があります。

保育施設名	所在地	電話番号	施設種別
三宅幼稚園	伴堂703-1	0745-43-0654	幼保連携型 認定こども園
ひまわりのたね 保育所	伴堂847-3	0745-42-1320	小規模保育事業所 B型

○幼保連携型認定こども園とは

保育所と幼稚園の両方の機能を併せ持つ施設です。『教育認定(1号認定)』、『保育認定(2号認定)(3号認定)』を受けた子どもに、一体的に教育、保育を行います。

三宅幼稚園では、年間の保育日数、1日の保育時間、保育料等は異なりますが、保育内容及び行事、通園方法等は統一されています。

○小規模保育事業所 B型とは

0歳児～2歳児の子どもを対象する、定員10名以下の小規模で細やかな保育を実施する保育施設です。3歳児以降は、連携施設である三宅幼稚園を利用して、教育・保育を行います。

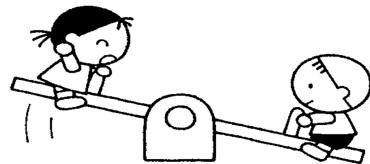
○特定教育・保育施設等を利用するためには

下記の認定を受ける必要があります。認定に応じて、利用できる施設が異なります。

認定区分	対象となる子ども		利用できる施設
教育認定(1号認定)		満3歳児以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	幼稚園・認定こども園(教育)
保育認定 (2号認定)	標準時間	満3歳児以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園(保育部分)
	短時間		
保育認定 (3号認定)	標準時間	満3歳児未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園(保育部分)・小規模保育事業
	短時間		

2. 幼保連携型認定こども園 三宅幼稚園について

(1) 教育認定(1号認定)入園について



〈対象年齢〉

3歳児～5歳児(平成30年4月2日生～令和3年4月1日生)

〈保育時間〉

月～金曜日…午前8時30分～午後2時00分

※土曜日、日曜日、祝日は休業日

※春休み、夏休み、冬休みなどの長期休暇あり

〈徴収金〉※毎月徴収

・給食費…4,000円(主食費:500円、副食費:3,500円)

※副食費については、生活保護世帯、非課税世帯などには減免あり。

※8月は給食実施はありませんが、給食費は年間を通して徴収いたします。

・バス代…3,000円(利用者のみ)※8月は除く

・その他…保護者会会費、絵本代等

・預かり保育料…15分毎に200円(上限なし)

〈給食〉完全給食(月～金)

〈申込時の必要書類について〉

受付票

教育・保育給付認定申請書兼利用申請書(児童1人につき1部)

バス利用及び保育料・授業料口座振替金融機関調べ

個人番号の提供書

※令和5年1月1日現在、他市町村に住民登録があった場合は、課税証明書の提出をお願いする場合があります。

※上記の書類を揃えて、健康子ども課へご提出ください。

書類に不備がある場合は、受付できませんので、ご注意ください。

(2)保育認定(2、3号認定)入園について



〈入園基準〉

下記の表のいずれかの事由により、「保育の必要性の認定」を受けることが必要です。

保育を必要とする事由	保育必要量(1日)		認定期間
	短時間	標準時間	
	8時間	11時間	
就労(保護者のいずれもが月120時間以上)		●	小学校就学の始期に達するまでの期間
就労(保護者のいずれかが月48時間以上 月120時間未満)	●		
育児休業取得中の継続利用保育	●		原則、生まれた子が満1歳に達する日の属する月末までの期間 (入所保留による育児休業期間の延長時は除く)
妊娠・出産		●	出産日から8週間を経過する翌日が属する月末まで
保護者の 疾病・負傷・障害		●	疾病等が回復、平癒した日の月末、又は小学校就学の始期に達するまでの期間
親族の 常時介護・看護	●	●	介護・看護が終了する日の月末、又は小学校就学の始期に達するまでの期間
災害復旧		●	災害復旧し、保育の必要性がなくなった日の月末、又は小学校就学の始期に達するまでの期間
求職活動	●		利用開始後、3ヶ月が経過する日が属する月末までの期間
就学・職業訓練	●	●	学校等を卒業(修了)予定日が属する月末までの期間

〈対象年齢〉

生後6ヶ月～小学校就学前まで(平成30年4月2日生～令和5年10月1日生)

〈保育時間〉※保育の必要量によって利用できる時間が異なります。

・保育標準時間(11時間)

月～金曜日…午前7時15分～午後6時15分

土曜日 …午前7時15分～午後1時00分

・保育短時間(8時間)

月～金曜日…午前8時30分～午後4時30分

土曜日 …午前8時30分～午後1時00分

・延長保育時間 ※保育の必要量によって延長保育に該当する時刻が異なります。

月～金曜日 ※延長保育には、保育料とは別に料金が必要です。

保育標準時間…午後6時15分～午後7時00分

保育短時間 …午前7時15分～午前8時30分

午後4時30分～午後7時00分

〈参考〉

午前7時15分	午前8時30分	午後4時30分	午後7時
延長保育	保育短時間(8時間)	延長保育	
保育標準時間(11時間)			延長保育

午後6時15分

<休業日>日曜日・祝日



〈徴収金〉※毎月徴収

・保育料(0歳児から2歳児)※4月1日時点の年齢

…保育料は、原則、親(親以外の同居する祖父母等が家計維持の主体である場合は、その家計維持主体者)の町民税所得割課税額※及び児童の年齢等により保育料を算定します。4月～8月(前年度の町民税所得割課税額)、9月～3月は(当該年度の町民税所得割課税額)にて決定されます。

※町民税所得割課税額(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等を控除する前の額)

※保育料については、13ページをご覧下さい。

・給食費(3歳～5歳児のみ)※4月1日時点の年齢

…5,000円(主食費:500円、副食費:4,500円)

※副食費に関しては、生活保護世帯、非課税世帯等には、免除あり。

・バス代…3,000円(利用者のみ)

・その他…保護者会会費、絵本代

・延長保育料

2号認定…標準・短時間認定ともに15分毎に200円(上限なし)

3号認定…保育標準時間:15分毎に50円(上限2,000円)

保育短時間 :30分毎に250円(上限なし)

〈給食〉

完全給食(月～金曜日)

土曜日は、午後1時までの保育希望者のみ、弁当、水筒持参

〈申込時の必要書類について〉

- 受付票
- 教育・保育給付認定申請書兼利用申請書(児童1人につき1部)
- バス利用及び保育料・授業料口座振替金融機関調べ
- 個人番号の提供書
- 保育の必要性の事由を申告するために必要な書類※下記の表を参照

※児童の親及び児童と同居している60歳未満の祖父母について証明が必要

保育を必要とする事由	必要書類
<input type="checkbox"/> 就労	外勤・自営業の方:就労証明書(全国共通様式) ※三宅町ホームページに掲載の Excel 様式に勤務先のご担当者様がご入力いただき、プリントアウトしたものをお持ちください。
<input type="checkbox"/> 育児休業取得中の継続利用保育	
<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	妊娠・出産申告書、母子健康手帳の写し
<input type="checkbox"/> 保護者の疾病・負傷・障害	疾病・障害等状況報告書及び下記の添付書類 (添付書類) 疾病・怪我による申告の方:医師の診断書(町指定様式) 障害による申告の方:障害者手帳の写し
<input type="checkbox"/> 親族の常時介護・看護	介護・看護状況申告書及び親族に関する 下記の添付書類 (添付書類) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳 A1・A2、精神障害者手帳1級、介護認定証の写し 上記所持していない場合は、医師の診断書(町指定様式)
<input type="checkbox"/> 災害復旧	罹災証明書
<input type="checkbox"/> 求職活動	求職活動状況申立書
<input type="checkbox"/> 就学・職業訓練	在学証明書

※上記の必要書類が揃っていない場合は、受付できませんのでご注意ください。

※令和5年1月1日現在、他市町村に住民登録があった場合は、課税証明書の提出をお願いする場合があります。

※ひまわりのたね保育所と併願でも申込みが可能です。

3. 小規模保育事業所 ひまわりのたね保育所について



(1)保育認定(3号認定)入園について

〈入園基準〉

下記の表のいずれかの事由により、「保育の必要性の認定」を受けることが必要です。

保育を必要とする事由	保育必要量(1日)		認定期間
	短時間	標準時間	
	8時間	11時間	
就労(保護者のいずれもが月120時間以上)		●	小学校就学の始期に達するまでの期間
就労(保護者のいずれかが月48時間以上 月120時間未満)	●		
育児休業取得中の継続利用保育	●		原則、生まれた子が満1歳に達する日の属する月末までの期間 (入所保留による育児休業期間の延長時は除く)
妊娠・出産		●	出産日から8週間を経過する翌日が属する月末まで
保護者の 疾病・負傷・障害		●	疾病等が回復、平癒した日の月末、又は小学校就学の始期に達するまでの期間
親族の 常時介護・看護	●	●	介護・看護が終了する日の月末、又は小学校就学の始期に達するまでの期間
災害復旧		●	災害復旧し、保育の必要性がなくなった日の月末、又は小学校就学の始期に達するまでの期間
求職活動	●		利用開始後、3ヶ月が経過する日が属する月末までの期間
就学・職業訓練	●	●	学校等を卒業(修了)予定日が属する月末までの期間

〈対象年齢〉

生後6ヶ月～2歳児まで(令和3年4月2日生～令和5年10月1日生)

〈保育時間〉※保育の必要量によって利用できる時間が異なります。

- ・保育標準時間(11時間)

月～金曜日…午前7時30分～午後6時30分

- ・保育短時間(8時間)

月～金曜日…午前9時00分～午後5時00分

- ・延長保育時間 ※保育の必要量によって延長保育に該当する時刻が異なります。

月～金曜日 ※延長保育には、保育料とは別に料金が必要です。

保育標準時間…午後6時30分～

保育短時間 …午前7時30分～午前9時00分

午後5時00分～

〈参考〉

午前 7 時30分	午前9時00 分	午後5時00 分
延長保育	保育短時間(8時間)	延長保育
保育標準時間(11時間)		延長保育
		午後 6 時30分

<休業日>土曜日・日曜日・祝日

〈徴収金〉※毎月徴収

- ・保育料(0歳児から2歳児)※4月1日時点の年齢

利用する子どもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料)

- ・行事費、教材費等(随時)

・延長保育料

3号認定…保育標準時間:15分毎に50円(上限2,000円)

保育短時間 :30分毎に250円(上限なし)

〈給食〉

完全給食(月～金曜日)

〈申込時の必要書類について〉

- 受付票
- 教育・保育給付認定申請書兼利用申請書(児童1人につき1部)
- 個人番号の提供書
- 保育の必要性の事由を申告するために必要な書類※下記の表を参照

※児童の親及び児童と同居している60歳未満の祖父母について証明が必要

保育を必要とする事由	必要書類
<input type="checkbox"/> 就労	外勤・自営業の方:就労証明書(全国共通様式) ※三宅町ホームページに掲載の Excel 様式に勤務先のご担当者様がご入力いただき、プリントアウトしたものを提出いただいても構いません。
<input type="checkbox"/> 育児休業取得中の継続 利用保育	
<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	妊娠・出産申告書、母子健康手帳の写し
<input type="checkbox"/> 保護者の疾病・負傷・障害	疾病・障害等状況報告書及び下記の添付書類 (添付書類) 疾病・怪我による申告の方:医師の診断書(町指定様式) 障害による申告の方:障害者手帳の写し
<input type="checkbox"/> 親族の常時介護・看護	介護・看護状況申告書及び親族に関する 下記の添付書類 (添付書類) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳 A1・A2、精神障害者 手帳1級、介護認定証の写し 上記所持していない場合は、医師の診断書(町指定様式)
<input type="checkbox"/> 災害復旧	罹災証明書
<input type="checkbox"/> 求職活動	求職活動状況申立書
<input type="checkbox"/> 就学・職業訓練	在学証明書

※上記の必要書類が揃っていない場合は、受付できませんのでご注意ください。

※令和5年1月1日現在、他市町村に住民登録があった場合は、課税証明書の提出をお願いする場合があります。

※三宅幼稚園(保育認定 3号認定)との併願での申込も可能です。

4. 利用者負担額(保育料)について

(1)保育料の算定について

- ① 保育料は、児童の父母及び同一地番に居住する祖父母等の市町村民税の所得割額の合計額に応じて算定されます。なお、祖父母等の市町村民税を合算するのは、父母の年収(※)が103万円未満の場合に限ります。自営業等で確定申告をしている場合の年収は、所得金額を指します。
- ② 保育料の決定に用いる市町村民税とは、税額控除(住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、寄付金税額控除、外国税額控除等)の適用を受ける前の税額です。
- ③ 毎年度、4月～8月は、前年度の市町村民税額、9月～翌年3月は当該年度の市町村民税額に基づき、保育料を算定します。
- ④ 未申告等で税額の確認ができない時は、保育料を最高金額で決定することもあります。
- ⑤ 通所の有無にかかわらず、在籍している限り、保育料は毎月徴収いたします。(保育料は月額で算定し、日割りでの算定はできません。)
- ⑥ 算定上の年齢は、当該年度の初日の前日の満年齢により決定し、年度途中の変更はありません。

(2)三宅町独自施策について

令和5年4月1日から三宅町独自の子育て施策を推進するため、

- ① 第2子以上の利用者負担額(保育料)を無償にします。
- ② 町民税課税世帯である第1子の利用者負担額(保育料)を、一律にします。
(短時間認定 5,300円 標準時間認定 7,200円)

※ 令和元年10月1日より、国による幼児教育・保育の無償化が始まり、幼稚園・保育園・認定こども園などに通う主に3歳～5歳の児童に係る保育料はすでに無償化されていることから変更はありません。

(3)ひとり親世帯等の保育料負担額の軽減について

ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯は、保育料や副食費が軽減される場合があります。世帯状況の確認のために、児童扶養手当や特別児童扶養手当の証書などの世帯状況を確認できる書類を申請の際にご提出ください。

(4)保育料の支払いについて

施設種別	支払先
町内公立認定こども園(三宅幼稚園)、 町外私立保育所	三宅町 (指定の金融機関・健康子ども課窓口)
小規模保育事業所(ひまわりのたね保育所) 町外私立認定こども園	ご利用の事業所、認定こども園
町外公立保育所、町外公立認定こども園	施設所在地市町村(町外)保育担当課

●保育認定こども(2号、3号認定)の利用者負担額

階層区分	3号認定(0歳～2歳児)	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0	0
②市町村民税非課税世帯	ひとり親等	0
	その他	0
③市町村民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親等	7,200
	その他	7,200
④-1市町村民税所得割課税額 57,700円未満	ひとり親等	7,200
	その他	7,200
④-2市町村民税所得割課税額 77,101円未満	ひとり親等	7,200
	その他	7,200
④-3市町村民税所得割課税額 97,000円未満		7,200
⑤市町村民税所得割課税額 169,000円未満		7,200
⑥市町村民税所得割課税額 301,000円未満		7,200
⑦市町村民税所得割課税額 397,000円未満		7,200
⑧市町村民税所得割課税額 397,000円以上	(1、2歳児)	7,200
	(0歳児)	7,200

※算出基礎となる課税額は、調整控除のみを適用した額です。

(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等を控除する前の額です)

5. 副食費の減免について

3～5歳児については、給食費(主食費・副食費)を徴収します。

(0～2歳児の給食費は、保育料に含まれています。)

(1)副食費の減免対象算定について

①副食費は、児童の父母及び同一地番に居住する祖父母等の市町村民税の所得割額の合計額に応じて減免されます。なお、祖父母等の市町村民税を合算するのは、父母の年収(※)が103万円未満の場合に限ります。自営業等で確定申告をしている場合の年収は、所得金額を指します。

②副食費の減免に用いる市町村民税とは、税額控除(住宅借入金等特別税額控除、配当額控除、株式等譲渡所得割額控除、寄付金税額控除、外国税額控除等)の適用を受ける前の税額です。

③毎年度、4月～8月は、前年度の市町村民税額、9月～翌年3月は当該年度の市町村民税額に基づき、保育料を算定します。

④未申告等で税額の確認ができない時は、減免を適用しないこともあります。

⑤算定上の年齢は、当該年度の初日の前日の満年齢により決定し、年度途中の変更はありません。

(2)多子軽減などについて

下記の表に該当する場合は、副食費が免除となります。

■副食費免除 ※下記の世帯に属する場合は、副食費(1号認定 3,500円、2号認定 4,500円)を免除します。(※主食費 500円は必要です)

●1号認定の多子世帯軽減については以下のように適用します。

利用者階層	世帯状況	多子軽減算定対象	第一子	第二子	第三子
②～③	ひとり親世帯等※1	同一生計の子ども全員※2	免除	免除	免除
	その他		免除	免除	免除
④～⑤	一	小学校3年生以下の子どものみ※3	免除なし	免除なし	免除

●2号、3号認定の多子世帯軽減については以下のように適用します。

利用者階層	世帯状況	多子軽減算定対象	第一子	第二子	第三子
②～④-1	ひとり親世帯等※1	同一生計の子ども全員※2	免除	免除	免除
	その他		免除	免除	免除
④-2	ひとり親世帯等※1	小学校就学前の子どものみ※3	免除	免除	免除
	その他		免除なし	免除なし	免除
④-3～⑧	一		免除なし	免除なし	免除

※1 ひとり親世帯等とは、母子世帯・父子世帯・在宅障害児(者)のいる世帯等に該当する場合です。

※2 多子軽減の算定対象となる子どもが住民票上別世帯の場合は、申し出が必要です。

※3 小学校就学前の子どもについては、就園していることが必要です。

(認可外保育施設等やその他施設を利用している子どもは、多子の算定対象に含まれません)

(3)三宅町独自施策について

(2)に加え、令和6年4月1日から三宅町独自の子育て施策を推進するため、多子世帯の副食費を下記のとおり減免しています。

- ① 第2子の給食費(副食費)を減額。
- ② 第3子の給食費(副食費)を免除。

2. 対象者・対象範囲など

◎1号(教育)認定 ※夏期休業中の8月も請求があります

施設	年齢・クラス	給食費	第1子	第2子	第3子
三宅幼稚園	3歳児クラス ～ 5歳児クラス	主食費	500円	500円	500円
		副食費	3,500円	1,500円	0円

◎2号(保育)認定

施設	年齢・クラス	給食費	第1子	第2子	第3子
三宅幼稚園	3歳児クラス ～ 5歳児クラス	主食費	500円	500円	500円
		副食費	4,500円	2,000円	0円

6. 特定教育・保育施設等の利用までの流れについて

①利用案内・申請書類の受け取り

三宅町健康子ども課窓口または三宅町ホームページから利用案内・申請書類を受け取り、必要書類をご準備ください。

②利用案内・申請書類の提出

下記の受付期間中または、申請期限までに、健康子ども課窓口にて提出してください。

【令和6年4月からの利用希望の方】

«受付期間» 令和5年11月1日(水)～17日(金) ※土日祝日を除く

午前8時30分～午後5時15分まで

«受付場所» 三宅町健康子ども課(あざさ苑内1階)

※原則、上記日程以外、申込みの受付はできません。やむを得ない事情等により上記期間中に申し込みができない場合は、受付期間内に、三宅町健康子ども課保育事務担当者へ電話か電子メールにて、相談していただけますようお願いします。

【令和6年5月以降の利用希望の方】

・利用開始したい月の前々月1日～前月10日までに必要書類をそろえて、三宅町健康子ども課へお申し込みください。

(例)令和6年5月から利用したい場合、『令和6年3月1日～4月10日まで』に申請。

・お子さまの該当年齢のクラスの受け入れ人数の状況により、利用希望月からの受け入れができない場合があります。その場合は、入所保留(待機)となりますので、ご了承ください。

③支給認定等の決定

提出書類を確認し、三宅町において、保育の必要性を審査します。令和6年4月入園希望の方の場合、12月中旬頃に、「支給認定証」を交付します。「支給認定証」は重要な書類ですので、認定期間内は紛失しないように大切に保管してください。

※支給認定証は、特定教育・保育施設を利用できる対象であるかどうかを認定するものです。利用希望施設への入園や入所が確約されるものではありませんのでご注意ください。

④利用の決定

三宅町で規定している保育利用調整基準表を用いて、保育の必要性の高い子どもから順に決定します。決定した方に対しては、12月中旬頃に「内定通知」、3月上旬に「利用決定通知」を送付します。利用調整の結果、利用していただくことができない場合は、「不承諾通知」を送付いたします。不承諾となった場合は、「入所保留(待機)」扱いとなります。

利用調整基準表(別表1)

利用調整基準表				
番号	保育を必要とする事由	理由・状態	保護者等	
1	就労	[居宅外] 被雇用者 自営	月の労働時間が160時間以上	10
			月の労働時間が140時間以上160時間未満	9
			月の労働時間が120時間以上140時間未満	8
			月の労働時間が100時間以上120時間未満	7
			月の労働時間が80時間以上100時間未満	6
			月の労働時間が64時間以上80時間未満	5
			月の労働時間が64時間以上48時間未満	4
	[居宅内] 在宅勤務 自営	月の労働時間が160時間以上	9	
			月の労働時間が140時間以上160時間未満	8
			月の労働時間が120時間以上140時間未満	7
			月の労働時間が100時間以上120時間未満	6
			月の労働時間が80時間以上100時間未満	5
			月の労働時間が64時間以上80時間未満	4
			月の労働時間が64時間以上48時間未満	3
2	妊娠・出産	母の出産予定月の前月から、出産日から8週間までの期間	10	
3	病気・けが 障害	病気など	入院又は自宅で治療や安静のために常に病臥している場合	10
			通院治療を行い、常に安静を要するなど、保育が困難な場合	9
			上記をのぞき、疾病などにより保育に支障がある場合	5
	障害	重度の障害※1	10	
		中度の障害※2	9	
		上記以外の場合	5	
4	介護・看護	重度の障害者※1又は疾病等による入院・常時病臥のため保育困難な者の介護・看護を行う場合	10	
			中度の障害者※2又は疾病により保育困難である者の介護・看護を行う場合	9
			上記以外の場合	5
5	災害復旧	災害復旧に当たっている場合	10	
6	求職中	非自発的な失業※3により、求職中である場合	10	
		内定・開業予定	※4	
		上記以外の場合	3	
7	就学・職業訓練	月の就学時間が120時間以上	8	
		月の就学時間が120時間未満	7	
8	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	10	
9	両親不在	死別、行方不明、拘禁などにより両親とも不在の場合	20	

(備考)

1. 保護者等(父・母又はそれに代わる現に監護している方)が保育を必要とする事由に応じて、上の基本指數を決定する。
2. 保護者等の基本指數の合算のうちもっとも低い指數を、世帯の基本指數とする。
3. 複数の事由・状況に該当する場合は、基本指數が高い方を用いる。

(注釈)

- ※1 身体障害者手帳1～2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aの交付を受けている。
- ※2 身体障害者手帳3級・精神障害者保健福祉手帳2～3級・療育手帳Bの交付を受けている。
- ※3 雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者として失業給付を受けている。
- ※4 番号1の中で当てはまる自由・状況の指數を用いる。

加算・減算基準表(別表2)

加算・減算基準表		
	項目	点数
加算	ひとり親世帯等 母子・父子家庭(離婚調停中を含む。)	13
	生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)	3
	育児休業明けで復職する場合	1
	希望する施設にきょうだいがすでに在籍している場合	3
	申請児童に障害がある場合(集団での保育が可能と認められる場合)	3
	保護者が保育士・保育教諭として町内の認定こども園等に勤務(予定)の場合	10
減算	申請児童の世帯で正当な理由なく保育料の滞納がある場合	-5
	同一年度内に、正当な理由なく内定を辞退したことがある場合	-1
	同一地番に保育可能な18歳以上65歳未満の親族がいる場合	-3

(備考)

1. 調整指數の加算項目に複数該当する場合、一番大きく加算される指數を一つ用いる。
2. 調整指數の減算項目に複数該当する場合、一番大きく減算される指數を一つ用いる。

※申請内容に変更が生じた場合について

- ・退職、転職、育児休業の取得、家庭状況の変化など、申請内容から変更が生じた場合は、速やかに健康子ども課での認定内容の変更手続きをお願いします。
- ・認定内容の変更は、変更申請された日の翌月からとなります。月途中の変更や、過去にさかのぼっての変更ができません。
- ・変更内容によって、保育の必要量や保育料を変更することができますので、ご注意ください。

7. 広域利用について

広域利用とは、住所地以外の市町村の認可保育所等に入所を希望する場合、市町村間で協議・調整を行うことで、住所地以外の市町村で認可保育所等への利用申込が入所ができる制度です。

広域利用を希望するためには、双方の市町村で広域利用の取り扱いを行っており、利用条件が一致していることが必要です。

広域利用による入所申請を希望する場合は、事前に双方の市町村に利用条件等をご確認ください。

また、入所申請される場合は、原則住所地の市町村に申請を行ってください。

双方の市町村の協議により、入所が認められた場合でも、広域利用の保育期間は原則、利用調整を行った当該年度の年度末までとなります。

次年度も継続利用を希望する場合には、次年度の申込(現況届の提出)が必要となります。ただし、次年度の利用申込をした場合でも、市町村間での協議や利用調整が必要となるため、継続して入所ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(1)三宅町に住民票がある場合

1. 町外の認可保育所等に入所を希望する場合

三宅町健康子ども課に、必要書類を提出してください。

申請期限については、利用を希望される保育施設のある市町村にご確認ください。

なお、市町村間での協議などの事務処理に時間を必要としますので、利用希望先の市町村の申請期限の2週間前には、必要書類を三宅町健康子ども課に提出してください。

2. 町外に転出予定で、転出予定先の認可保育所等に入所を希望する場合

三宅町外に転出予定で利用申込をする場合、転出先の市町村で直接申込できる場合があります。転出先の市町村に事前にご確認ください。

転出先市町村で直接申込を行わない場合は、三宅町健康子ども課で利用申込を受け付けし、利用希望先の市町村との協議を行います。

(2)三宅町に住民票がない場合

1. 三宅町内の特定教育・保育施設の利用を希望する場合

住所地(住民票)のある市町村に保育利用申請書等を提出してください。

申請期限は三宅町の定める期限となります。市町村間での協議などの事務処理の都合で申請期限よりも早く提出を求められる場合がありますので、住所地の市町村に事前にご確認ください。

2. 三宅町に転入予定で、町内の特定教育・保育施設の利用を希望する場合

入所月までに三宅町に転入予定の場合、入所申請時点で三宅町外在住であっても、三宅町に直接入所申請を行っていただくことができます。その場合は、三宅町所定の必要書類をご用意ください。また、必要書類とあわせて、転入誓約書と三宅町へ転入されることが確認できる書類の提出をお願いします。(不動産契約書など)

※転入予定で申請を行った場合、入所月までに三宅町に転入する必要があります。

入所月までに三宅町内に転入していない場合は、入所内定が取り消しとなる場合があります。

※広域利用に関する市内認可保育所等の利用調整の取り扱いについて

三宅町内の保育施設への利用調整に関しては、三宅町民を優先に入所選考行います。ただし、入所月までに三宅町に転入予定の場合や、保護者が三宅町の保育施設に勤務する又は勤務予定の保育士・保育教諭である場合は、三宅町民と同じ条件で入所選考を行います。

○問い合わせ先

三宅町健康子ども課(担当:福田・松本)

電話:0745-43-3580(平日 午前8時30分~午後5時15分まで)

メールアドレス:kenkou@town.miyake.lg.jp ※返信は、後日になることがあります。